

特定非営利法人 シーガル研修・研究機構  
サービス管理責任者等研修事業 学則

(研修の開講目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者等においてサービス管理責任者の業務に従事する者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

(研修事業の名称)

第2条 研修の名称は以下の通りとする。  
平成30年度神奈川県児童発達支援管理責任者研修

(研修の内容及び事業者指定番号)

第3条 研修の内容  
研修の内容は、障発0331第42号(平成26年3月31日)通知 サービス管理責任者研修実施要綱に基づく。

(1) 内容

- ア サービス管理責任者の役割に関する講義（共通）
- イ アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（分野別）
- ウ サービス提供プロセスの管理に関する演習（分野別）

(2) 回数

共通講義2回 児童分野演習年2回

(3) 事業者指定番号：第004号

(研修実施場所)

第4条 研修の実施場所は次の通りとする。

第2回 児童発達支援管理責任者研修

共通講義（100名）：藤沢市民会館 第2展示集会ホール  
（藤沢市鶴沼東8番1号） 電話 0466-23-2415

分野別演習（100名）：藤沢市民会館 第2展示集会ホール

（藤沢市鶴沼東8番1号） 電話 0466-23-2415

第4回 児童発達支援管理責任者研修

共通講義（100名）：小田急相模原駅文化交流プラザ 多目的ルームABC  
（相模原市南区南台3-20-1 ラクアル・オダサガ4階） 電話 042-741-7497

分野別演習（100名）：小田急相模原駅文化交流プラザ 多目的ルーム ABC  
（相模原市南区南台 3-20-1 ラクアル・オダサガ 4階） 電話 042-741-7497

（研修担当部署の名称、所在地及び連絡先）

第5条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次の通りとする。

名称 特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構  
所在地 神奈川県大和市中央 2-4-14 全広社第2ビル 310号  
連絡先 電話：046-240-1961 FAX：046-240-1962  
メール・担当 [takashi.ishimitsu@stro.or.jp](mailto:takashi.ishimitsu@stro.or.jp)（担当：石光隆志）

（研修期間）

第6条 研修期間

	募集期間	定員	共通講義	演習
前期	平成30年8月1日～8月31日	100名	11月14日	11月20日・21日
後期	平成30年12月3日～ 平成31年1月4日	100名	3月7日	3月11日・12日

（研修カリキュラム・演習計画）

第7条 神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づくカリキュラムによる。なお、研修カリキュラムは、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という。）別紙1及び別紙2の通りとする。具体的な実施カリキュラム・演習計画については、別紙の通り。

（講師氏名）

第8条 共通講義、分野別演習の講師

（1）共通講義

氏名	所属
石川 修	社会福祉法人 藤沢育成会
小池 憲一	秦野市地域生活支援センター “ぱれっと・はだの”
出縄 貴生	社会福祉法人 進和学園
山野上 浩己	社会福祉法人 光友会

(2) 分野別研修

児童分野

氏名	所属
宇山 秀一 (演習統括)	社会福祉法人 横浜やまびこの里
柳川 圭介	社会福祉法人 県央福祉会
池田 敦	社会福祉法人 宝安寺社会事業部
佐藤 孝介	社会福祉法人 宝安寺社会事業部
高橋 宏明	社会福祉法人 藤沢育成会
田中 千香子	社会福祉法人 かながわ共同会
白石 雄希	社会福祉法人 星谷会
小島 博昭	社会福祉法人 星谷会
白井 周一郎	社会福祉法人 星谷会
宮内 理恵子	社会福祉法人 紅梅会
遠藤 一憲	社会福祉法人 清和会
向山 眞知子	社会福祉法人 大和しらかし会
山田 兼右	社会福祉法人 大和しらかし会
末村 光介	社会福祉法人 おおいそ福祉会
川田 雪野	特定非営利活動法人 かけはし
常松 智史	社会福祉法人 ぴぐれっと
南湖 浩一郎	社会福祉法人 県央福祉会
厚海 健	社会福祉法人 県央福祉会
横内 洋志	社会福祉法人 県央福祉会
高橋 努	社会福祉法人 県央福祉会
原崎 知之	社会福祉法人 県央福祉会
平山 正友	社会福祉法人 県央福祉会

(使用テキスト)

第9条 厚生労働省実施の平成30年度サービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき、神奈川県の実情等を加味したテキストを使用する。

(受講資格と受講手続等)

第10条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする。

(1) 受講資格

児童発達支援管理責任者を配置すべき指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者。

(2) 受講手続

募集要領は、本法人ホームページ及び障害福祉情報サービスかながわ掲示板に掲載する。平成

30年度神奈川県児童発達支援管理責任者研修の「受講申込書」に必要事項を記載の上、「申込書類確認書」を添えて法人単位でまとめて郵送する。なお、個人での受講手続の場合も同様とする。

(3) 留意事項

【共通講義の免除】

既にサービス管理責任者研修を修了している方が別の分野の研修を受講する場合は、共通講義(1日)を受講せず、分野別の研修のみの受講とすることができる。共通講義の免除を希望する場合、受講申込書に当該申込者のサービス管理責任者研修の修了証書(写し)を添付する。

(4) 申込方法

申込方法：郵送

送付先：〒242-0021 神奈川県大和市中央2-4-14 全広社第2ビル310号

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構

申込期限：募集要領で案内

(受講者の受講方法)

第11条 受講者の受講方法

(1) 受講者決定方法

神奈川県 サービス管理責任者等研修受講者選考基準による。 ※研修実施要領に掲載

(2) 通知方法

受講可否は郵送とする。

(受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法)

第12条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

(1) 受講料等の費用

受講料は、基本[共通講義+分野別研修]を25,000円とし、共通講義免除[分野別研修のみ]は20,000円とする。

(2) 納入方法

受講決定通知に同封する、受講料請求書(払込取扱票)により、平成31年1月31日までに納入する。

(3) 留意事項

受講決定後、納付された受講料は返金しない。

(研修修了の認定方法)

第13条 神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領 別紙2「受講者の本人確認について」により、受講者の本人確認を行った上で、神奈川県サービス管理責任者等研修事業指定要綱に基づき、研修の講義、演習について全課程の修了をもって、研修を修了した者として認定する。

(個人情報の取扱い方法)

第14条 個人情報の取扱い

- (1) 提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しない。
- (2) 研修事業に関する書類(申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出席状況に関する書類等)は、研修後5年間保存する。
- (3) 研修修了者名簿及び出席簿は、神奈川県に提出する。  
(本法人個人情報保護方針についてはホームページを参照) (<http://www.stro.or.jp>)

(その他研修受講に係る重要事項)

第15条 本研修は、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構が神奈川県の指定を受け、厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき実施するものである。